

建設工事に係る入札における最低制限価格の引き上げについて（お知らせ）

いわゆるダンピング受注の排除の一層の強化を図る観点から、建設工事に係る入札における最低制限価格を引き上げます。

なお、詳細な改正内容については、改正後の青森市最低制限価格制度要綱で必ずご確認ください。

現 行	改正後（注1）
<p>最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税（8%）を加算した額とします。ただし、上限は設計金額の90%、下限は設計金額の80%です。</p> <p>(1) <u>直接工事費の95%の額</u></p> <p>(2) <u>共通仮設費の90%の額</u></p> <p>(3) <u>現場管理費の90%の額</u></p> <p>(4) <u>一般管理費の55%の額</u></p> <p>※ それぞれ算出した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。</p>	<p>最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税（8%）を加算した額とします。ただし、上限は設計金額の90%、下限は設計金額の80%です。</p> <p>(1) <u>直接工事費の97%の額</u></p> <p>(2) <u>共通仮設費の90%の額</u></p> <p>(3) <u>現場管理費の90%の額</u></p> <p>(4) <u>一般管理費の55%の額</u></p> <p>※ それぞれ算出した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。</p>

注1 平成 29 年 4 月 1 日以降に公告又は指名競争入札通知を行う入札から適用します。